

株主の皆さまへ

証券コード 6740

平成29年6月2日

東京都港区西新橋三丁目7番1号

株式会社ジャパンディスプレイ

代表取締役社長 **有賀 修二**

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

第15期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第15期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討いただき、15ページの「議決権行使等についてのご案内」をご参照のうえ、平成29年6月20日（火曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	平成29年6月21日（水曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2 場 所	東京都渋谷区渋谷二丁目21番1号 渋谷ヒカリエ 9階 ヒカリエホール
3 目的事項	報告事項 1. 第15期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第15期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役7名選任の件 第3号議案 監査役3名選任の件 第4号議案 補欠監査役1名選任の件 第5号議案 取締役に対するストックオプション報酬額及び内容決定の件
4 議決権行使に関する事項	(1) 議決権の代理行使をされる場合は、委任状を議決権行使書用紙とともに受付にご提出願います。なお、代理人は議決権を有する株主様1名に限らせていただきますのでご了承ください。 (2) 議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により株主名簿管理人にご通知ください。 (3) インターネット等と書面により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。 (4) インターネット等によって、複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。
5 インターネット開示に関する事項	本株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（次ページ参照）に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の提供書面は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。

以 上

- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ・株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト (<http://www.j-display.com/>)

会場ロビーにて製品展示を行いますので、ご覧くださいますようお願い申し上げます。

株主総会ご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございませんので
あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

資本構成の是正を図り、今後の資本政策の機動性を確保するため、会社法第452条の規定に基づき、その他資本剰余金 116,049,147,630円のうち、42,738,789,919円を取り崩し、繰越利益剰余金に振り替えることにより、欠損を補填することとさせていただきます。

- (1) 減少する剰余金の項目及びその額
その他資本剰余金 42,738,789,919円
- (2) 増加する剰余金の項目及びその額
繰越利益剰余金 42,738,789,919円
- (3) 効力発生日
平成29年6月22日

第2号議案 取締役7名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員（6名）は任期満了となります。つきましては経営監督機能の強化を図るため社外取締役1名を増員することとし、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	候補者	候補者 番号	候補者
1	ひがしいり き のぶ ひろ 東入來 信博 新任	5	しら い かつ ひこ 白井 克彦 再任 社外 独立
2	ある が しゅう じ 有賀 修二 再任	6	しもこう べ かず ひこ 下河邊 和彦 新任 社外 独立
3	かつ また みき ひで 勝又 幹英 新任 社外	7	はし もと たか ひさ 橋本 孝久 新任 社外 独立
4	ひがし のぶ ゆき 東 伸之 新任 社外		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1 新任	ひがしいり き のぶ ひろ 東入來 信博 (昭和23年7月23日) 平成28年度取締役会への出席状況 開催 一回 出席 一回 出席率 一%	昭和49年4月 日本鉱業株式会社（現 JX金属株式会社）入社 平成11年2月 同社 退社 平成11年3月 Orbotech Display Pacific社 代表取締役社長 平成13年1月 日本オルボテック株式会社 代表取締役社長 平成23年1月 同社 代表取締役会長兼社長 平成25年1月 同社 代表取締役会長 平成25年12月 同社 代表取締役会長 退任 平成25年12月 同社 名誉会長 平成26年9月 同社 名誉会長 退任 平成26年11月 株式会社JOLED 代表取締役社長（現任） 平成29年4月 当社 副会長執行役員（現任） 【重要な兼職の状況】 株式会社JOLED 代表取締役社長	10,000 株
		【取締役候補者とした理由】 液晶ディスプレイ装置をはじめとする検査装置企業において、新規事業の立ち上げや高収益体質の構築等に強いリーダーシップを発揮して参りました。取締役会の構成員として、情報の共有を図り、また、経営全般における豊富な経験と実績を活かして、取締役会の意思決定の機能の更なる強化が期待されるため、取締役として選任をお願いするものです。	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
<p style="text-align: center;">2 再任</p>	<p style="text-align: center;">あるがしゅうじ 有賀修二 (昭和34年3月22日)</p> <p>平成28年度取締役会への出席状況 開催 17 回 出席 16 回 出席率 94 %</p>	<p>昭和58年4月 株式会社諏訪精工舎（現セイコーエプソン株式会社）入社</p> <p>平成15年6月 同社 取締役 ディスプレイ事業部長</p> <p>平成18年12月 同社 業務執行役員</p> <p>平成21年12月 エプソンイメージングデバイス株式会社 代表取締役社長</p> <p>平成23年4月 ソニーモバイルディスプレイ株式会社 取締役副社長 同社 代表取締役社長</p> <p>平成24年3月 ソニー株式会社PDSG・半導体事業本部 モバイルディスプレイ事業部長</p> <p>平成24年3月 旧株式会社ジャパンディスプレイ 執行役員 チーフビジネスオフィサー</p> <p>平成25年4月 当社 執行役員 チーフビジネスオフィサー（モバイル事業担当）</p> <p>平成25年11月 当社 取締役</p> <p>平成26年7月 当社 執行役員 チーフオペレーティングオフィサー兼チーフビジネスオフィサー</p> <p>平成27年6月 当社 代表取締役社長兼チーフオペレーティングオフィサー（現任）</p> <p>【重要な兼職の状況】 無し</p>	4,900 株
	<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>液晶ディスプレイ企業における企業経験者としての豊富な経験と実績を有しており、平成24年3月から執行役員として創業期のビジネス基盤を強化し、平成27年6月から代表取締役社長として当社グループの経営を担っており、強いリーダーシップで当社事業を牽引しています。取締役会の構成員として、情報共有を図り、また、豊富な経験と実績を活かして、取締役会の意思決定の機能の更なる強化が期待されるため、引き続き、取締役として選任をお願いするものです。</p>		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3 新任 社外	かつ また みき ひで 勝 又 幹 英 （昭和35年5月21日） 平成28年度取締役会への出席状況 開催 一回 出席 一回 出席率 一 %	昭和58年4月 株式会社日本興業銀行（現株式会社みずほ銀行）入行 平成11年8月 メリルリンチ日本証券株式会社 入社 グローバルプリンシパル インベストメンツ ディレクター 平成14年4月 日本みらいキャピタル株式会社 設立 取締役パートナー& CFO 平成19年4月 ニュー・フロンティア・キャピタル・マネジメント株式会社 設立 代表取締役社長 平成22年6月 モバイル・インターネット・キャピタル株式会社 入社 代表取締役社長 平成27年4月 株式会社産業革新機構 入社 専務執行役員マネージングディレクター 平成27年6月 同社 代表取締役社長 兼 COO（現任） 【重要な兼職の状況】 株式会社産業革新機構 代表取締役社長 兼 COO	0株
	【社外取締役候補者とした理由】 大手都市銀行や国際的な投資会社における豊富な経験を有し、投資先企業への経営サポート等を通じた高度な経営的見識を有しており、また、経営者としての豊富な経験と実績を有しております。取締役会において、グローバルなビジネス視点からの経営への助言や業務執行に対する適切な監督を頂くことにより、当社取締役会の更なる機能強化が期待されるため、社外取締役として選任をお願いするものです。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4 新任 社外	ひがし のぶ ゆき 東 伸 之 （昭和39年3月31日） 平成28年度取締役会への出席状況 開催 一回 出席 一回 出席率 一 %	昭和62年4月 株式会社野村総合研究所 入社 平成10年4月 野村証券株式会社 入社 平成12年7月 野村プリンシパル・ファイナンス株式会社 出向 平成23年12月 野村証券株式会社 復帰 平成24年4月 株式会社産業革新機構 入社 投資事業グループマネージングディレクター（現任） 平成29年4月 株式会社JOLED 社外取締役（現任） 【重要な兼職の状況】 株式会社産業革新機構 投資事業グループ マネージングディレクター 株式会社JOLED 社外取締役	0株
	【社外取締役候補者とした理由】 証券会社や投資会社において投資事業や経営リスク管理に関する豊富な経験を有し、投資先企業への経営サポートを通じた高度な経営的見識を有しております。取締役会において経営への助言や業務執行に対する適切な監督を頂くことにより、当社取締役会の更なる機能強化が期待されるため、社外取締役として選任をお願いするものです。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
5 再任 社外 独立	<p>しら い かつ ひこ 白井 克彦 (昭和14年9月24日)</p> <p>平成28年度取締役会への出席状況 開催 17回 出席 17回 出席率 100%</p>	<p>昭和40年4月 早稲田大学第一理工学部 助手 昭和50年4月 早稲田大学理工学部 教授 平成6年11月 早稲田大学 教務部長兼国際交流センター所長 平成10年11月 早稲田大学 常任理事 平成14年11月 早稲田大学 総長（理事長・学長） 平成22年11月 早稲田大学 学事顧問 平成23年4月 放送大学学園 理事長 平成23年6月 IFTL-Solar株式会社(現inQs株式会社) 社外取締役（現任） 平成24年6月 旧株式会社ジャパンディスプレイ 社外取締役 日本電信電話株式会社 社外取締役（現任） 平成25年4月 当社 社外取締役（現任）</p> <p>【重要な兼職の状況】 日本電信電話株式会社 社外取締役 inQs株式会社 社外取締役</p>	0株
	<p>【社外取締役候補者とした理由】 大学における研究活動を通じた人材育成や教育機関における豊富な経営経験と高い見識を有しており、平成24年6月から社外取締役として業務執行を行う経営陣から独立した客観的な立場で、経営への助言や業務執行に対する適切な監督を頂いております。当社取締役会の更なる機能強化が期待されるため、引き続き、社外取締役として選任をお願いするものです。</p>		
候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
6 新任 社外 独立	<p>しも こう べ かず ひこ 下河邊 和彦 (昭和22年12月12日)</p> <p>平成28年度取締役会への出席状況 開催 一回 出席 一回 出席率 一%</p>	<p>昭和49年4月 弁護士登録 東京弁護士会入会 平成17年10月 株式会社産業再生機構 社外取締役・産業再生委員 平成19年4月 東京弁護士会 会長 日本弁護士連合会 副会長 平成19年10月 日本郵政株式会社 社外取締役・監査委員 平成23年4月 公益財団法人藤原ナチュラルヒストリー振興財団 理事長（現任） 平成23年6月 蝶理株式会社 社外監査役 平成23年7月 フロンティア・マネジメント株式会社 社外監査役（現任） 平成23年10月 原子力損害賠償支援機構 運営委員会 委員長 平成24年6月 東京電力株式会社 取締役会長 平成26年12月 株式会社経営共創基盤 社外監査役（現任） 平成27年6月 蝶理株式会社 社外取締役 平成28年6月 蝶理株式会社 社外取締役（監査等委員）（現任）</p> <p>【重要な兼職の状況】 蝶理株式会社 社外取締役（監査等委員） フロンティア・マネジメント株式会社 社外監査役 株式会社経営共創基盤 社外監査役</p>	0株
	<p>【社外取締役候補者とした理由】 永年に亘る弁護士としての幅広い経験の実績から、専門的な知識、高い見識を有しております。弁護士会の要職を歴任し組織団体の運営面でも豊富な経験を有する他、大企業の経営者としての経験と実績を有しております。業務執行を行う経営陣から独立した客観的な立場で、経営への助言や業務執行に対する適切な監督を通して、当社取締役会の更なる機能強化が期待されるため、社外取締役として選任をお願いするものです。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
7 新任 社外 独立	はしもと たか ひさ 橋本孝久 (昭和18年9月21日)	昭和42年4月 日本IBM株式会社 入社 平成2年4月 同社 野洲工場長 平成3年10月 同社 大和研究所 技術開発(ディスプレイ)センター長 平成12年4月 同社 取締役 平成13年10月 インターナショナルディスプレイテクノロジー株式会社 設立 代表取締役社長就任 Chi Mei Optoelectronics Corp. 副会長 平成16年8月 NVTech株式会社 設立 代表取締役社長 平成17年7月 InfoVision Optoelectronics Kunshan Co., Ltd. 設立 社長兼CEO 平成23年1月 同社 副会長 平成27年7月 同社 副会長 退任 【重要な兼職の状況】 無し	0株
	平成28年度取締役会への出席状況 開催 一回 出席 一回 出席率 一%	【社外取締役候補者とした理由】 液晶ディスプレイの開発製造会社の経営者としての豊富な経験と実績を有しており、高度な専門的な知識と経営に関する高度な知見に基づき、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な立場で、経営への助言や業務執行に対する適切な監督を通して、当社取締役会の更なる機能強化が期待されるため、社外取締役として選任をお願いするものです。	

- (注) 1. 平成25年4月1日付の合併により消滅した株式会社ジャパンディスプレイ(平成24年3月30日に株式会社ジャパンディスプレイ統合準備会社から商号変更)を旧株式会社ジャパンディスプレイと表記しています。
2. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 勝又幹英氏、東伸之氏、白井克彦氏、下河邊和彦氏及び橋本孝久氏は、社外取締役候補者であります。
4. 白井克彦氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は旧株式会社ジャパンディスプレイを含めて、本定時株主総会終結の時をもって5年となります。
5. 当社は白井克彦氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、白井克彦氏の選任が承認された場合は、当社は引き続き同氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、勝又幹英氏、東伸之氏、下河邊和彦氏及び橋本孝久氏の選任が承認された場合は、当社は各氏と同様の契約を締結する予定であります。
6. 当社は、白井克彦氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。白井克彦氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。また、下河邊和彦氏及び橋本孝久氏の選任が承認された場合は、当社は両氏を独立役員とする予定であります。

【独立社外取締役の独立性判断基準】

当社は、会社法に定める社外取締役の要件を満たして社外取締役として選任された者の中から、一般株主と利益相反が生ずるおそれがない者(具体的には次の要件に該当しない者)を、独立社外取締役として選定しています。

- 当社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 当社の主要な取引先又はその業務執行者
- 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家
- 最近において上記のa、b又はcの何れかに該当していた者
- 次の(i)から(iv)までの何れかに掲げる者の2親等内の親族
 - 上記aからdまでに掲げる者
 - 当社の子会社の業務執行者
 - 当社の子会社の業務執行者でない取締役
 - 最近において(ii)～(iii)又は当社の業務執行者に該当していた者

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役川崎和雄氏、江藤洋一氏及び川嶋俊昭氏は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いするものであります。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	候補者	候補者番号	候補者
1	かわ さき かず お 川崎和雄 再任	3	かわ しま とし あき 川嶋俊昭 再任 社外 独立
2	え とう よう いち 江藤洋一 再任 社外 独立		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1 再任	かわ さき かず お 川崎和雄 (昭和28年3月1日) 平成28年度取締役会への出席状況 開催 17 回 出席 16 回 出席率 94 % 平成28年度監査役会への出席状況 開催 15 回 出席 15 回 出席率 100 %	昭和52年4月 東京芝浦電気株式会社 (現 株式会社東芝) 入社 平成14年4月 同社 姫路工場姫路液晶出向センター長附ティー・エフ・ピー・ディー株式会社業務援助 (取締役) 平成15年4月 東芝松下ディスプレイ株式会社 石川工場長 平成19年6月 エー・エフ・ピー・ディー株式会社 責任者 (社長) 平成22年6月 東芝モバイルディスプレイ株式会社 監査役 平成24年3月 旧株式会社ジャパンディスプレイ 監査役 平成24年3月 当社 監査役 (現任) 【重要な兼職の状況】 無し	300 株
【監査役候補者とした理由】 液晶ディスプレイの部品メーカーで長年にわたり経営の要職を務めた経験から、経営全般に関する幅広い知見を有しており、客観的に適切な監査を行うことができるため、引き続き監査役として選任をお願いするものです。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	えとう よういち 江藤 洋一 (昭和25年8月11日)	昭和53年4月 弁護士登録	0株
		平成15年4月 第一東京弁護士会 副会長 平成17年4月 関東弁護士連合会 副理事長 平成18年7月 常石造船株式会社 社外監査役 (現任) 平成22年4月 第一東京弁護士会会長、日本弁護士連合会副会長 平成23年6月 ニチアス株式会社 社外監査役 平成24年6月 旧株式会社ジャパンディスプレイ 社外監査役 平成25年4月 当社 社外監査役 (現任) 平成27年6月 ニチアス株式会社社外取締役 (現任)	
再任 社外 独立	平成28年度取締役会への出席状況 開催 17回 出席 17回 出席率 100%	平成28年度監査役会への出席状況 開催 15回 出席 15回 出席率 100%	

【社外監査役候補者とした理由】

直接企業経営に関与されたことはありませんが、永年に亘る弁護士としての幅広い経験と実績から、専門的な知識、高い見識を有しており、弁護士会の要職を歴任し組織団体の運営面でも豊富な経験を有しております。客観的に適切な監査を行うことができるため、引き続き社外監査役としての選任をお願いするものです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	かわ しま とし あき 川嶋 俊昭 (昭和22年6月14日)	昭和45年4月 アーサー・アンダーセン会計事務所入社 昭和57年12月 ソロモン・ブラーザーズ・アジア証券会社 入社 同社最終役職 CFO兼CAO	0株
		平成11年2月 合弁会社日興ソロモン・スミス・バーニー証券会社 設立に伴い、財務本部長 平成16年1月 日本法人日興シティグループ証券株式会社設立に伴い、常務執行役員 財務本部長 平成18年1月 同社 顧問 平成22年6月 同社 退社 平成22年7月 川嶋公認会計士事務所開業 平成23年11月 シティバンク銀行株式会社 社外監査役 平成24年6月 旧株式会社ジャパンディスプレイ 社外監査役 平成25年4月 当社 社外監査役 (現任)	
再任 社外 独立	平成28年度取締役会への出席状況 開催 17回 出席 17回 出席率 100%	平成28年度監査役会への出席状況 開催 15回 出席 15回 出席率 100%	

【社外監査役候補者とした理由】

永年に亘る公認会計士及び金融機関における財務面での業務執行に係る幅広い経験と実績から、専門的な知識、高い見識を有しており、客観的に適切な監査を行うことができるため、引き続き社外監査役としての選任をお願いするものです。

- (注) 1. 平成25年4月1日付の合併により消滅した株式会社ジャパンディスプレイ (平成24年3月30日に株式会社ジャパンディスプレイ統合準備会社から商号変更) を旧株式会社ジャパンディスプレイと表記しています。
2. 各監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 江藤洋一氏及び川嶋俊昭氏は、社外監査役候補者であります。
4. 当社は、川嶋和雄氏、江藤洋一氏及び川嶋俊昭氏の間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、川嶋和雄氏、江藤洋一氏及び川嶋俊昭氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き各氏との間で当該契約を締結する予定であります。
5. 江藤洋一氏及び川嶋俊昭氏は、現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は旧株式会社ジャパンディスプレイを含めて、本定時株主総会の終結のときをもって、両氏とも5年となります。
6. 当社は、江藤洋一氏及び川嶋俊昭氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。江藤洋一氏及び川嶋俊昭氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備えて監査業務の継続性を維持するため、社外監査役の補欠として、あらかじめ補欠の社外監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。また、監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了の時までといたします。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名（生年月日）	略歴、当社における地位並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
<p>おお つか けい いち 大塚 啓一 (昭和30年10月8日)</p> <p>再任 社外 独立</p>	<p>昭和53年10月 会計士補登録 昭和53年11月 プライスウォーターハウス会計事務所入所 昭和57年8月 公認会計士登録 平成10年7月 青山監査法人代表社員 平成18年9月 あらた監査法人（現 PwCあらた有限責任監査法人）代表社員 あらた監査法人 監視委員会委員、R&Q監視委員会委員長 平成28年6月 株式会社TBK 監査役就任（現任） 平成28年7月 大塚公認会計士事務所 開業 PwCあらた有限責任監査法人 顧問就任（現任）</p> <p>【重要な兼職の状況】 PwCあらた有限責任監査法人 顧問 株式会社TBK 監査役 大塚公認会計士事務所 代表</p>	0株

【補欠の社外監査役候補者とした理由】

直接企業経営に関与されたことはありませんが、監査法人の代表社員として多くの金融機関、事業会社の会計監査を担当されてきた豊富な経験と広い見識によって、客観的かつ公正な立場で取締役の職務執行を監査できると判断し、補欠監査役としてお願いするものです。

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 大塚啓一氏は補欠の社外監査役候補者であります。
3. 当社は、大塚啓一氏が監査役に就任した場合は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。
4. 大塚啓一氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、同氏が社外監査役として就任された場合、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第5号議案 取締役に対するストックオプション報酬額及び内容決定の件

当社取締役の報酬額は、平成25年3月27日開催の臨時株主総会において、年額2億5,000万円以内とする旨ご承認をいただき今日に至っておりますが、この報酬額の枠内で、当社取締役1名に対して報酬として新株予約権を6,000万円の範囲で付与することにつき、ご承認をお願いするものであります。ストックオプションとしての報酬の額は、割り当てる新株予約権1個当たりの公正価額に、割り当てる新株予約権の総数を乗じて得た額となります。なお、割当の対象者は、社外取締役ではない新任取締役であります。

1. スtockオプションとして新株予約権を発行する理由

当社取締役の業績向上に対する意欲と意識を一層高めることにより企業価値の向上を図ることを目的として、取締役に対してストックオプションとして新株予約権を発行するものです。

2. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式400,000株を総株数の上限とする。

なお、本議案の決議日（以下「決議日」という。）後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、係る調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後割当株式数} = \text{調整前割当株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、決議日後、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で付与株式を調整する。

(2) 発行する新株予約権の総数

4,000個（新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）100株。ただし、上記（1）に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。）を上限とする。

(3) 新株予約権の払込金額

新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）においてブラック・ショールズモデルにより算出した公正価額を払込金額とする。なお、当該払込金額は、新株予約権者が、金銭による払込みに代えて、当社に対して有する報酬債権と新株予約権の払込債務とを相殺する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の直前6か月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、当該金額が割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値）を下回る場合は、割当日の終値を行使価額とする。

なお、割当日後に下記の各事由が生じたときは、以下の各算式により調整された行使価額に付与株式数を乗じた額とする。なお、調整後の行使価額は、1円未満の端数を切り上げる。

① 当社が株式分割又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

② 当社が時価を下回る価額で募集株式を発行（株式の無償割当てによる株式の発行及び自己株式を交付する場合を含み、新株予約権（新株予約権付社債も含む。）の行使による場合、公正な価額による新株式の発行の場合及び当社の普通株式に転換できる証券の転換による場合を除く。）する場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に読み替えるものとする。

③ 当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当てに係る取締役会決議の日後2年を経過した日から新株予約権の割当てに係る取締役会決議の日後10年を経過する日（同日が当社の営業日でない場合には、その直前の営業日）までの範囲内で、当社取締役会の定めるところによる。

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者が当社又は当社の子会社を懲戒解雇され、又は、当社又は当社の子会社において諭旨退職の処分を受け、若しくはそれらに準じた懲戒処分その他の制裁を受けた場合には、新株予約権者は、その保有する全ての新株予約権を行使することができない。ただし、当社の取締役会の決議により特に行使が認められた場合は、この限りではない。
- ② 新株予約権者が、当社と実質的に競業する会社の役職員に就いた場合、当社の書面による承諾を事前に得た場合を除き、新株予約権を行使することはできない。

(7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額（ただし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額）とし、残部を資本準備金の額とする。

(8) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

(9) 新株予約権の当社による取得

当社は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権の全部又は一部を無償にて取得することができる。なお、新株予約権の一部を取得する場合には、当社取締役会の決議により、その取得する新株予約権を定めるものとする。

(10) 新株予約権に関するその他の事項

新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定める。

以 上

議決権行使等についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、**会場受付にご提出**ください。(ご捺印は不要です。)

日時 平成29年6月21日(水曜日) 午前10時(受付開始:午前9時)

場所 渋谷ヒカリエ 9階 ヒカリエホール

郵送で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 平成29年6月20日(火曜日) 午後5時30分到着分まで

インターネット等で議決権を行使される場合



パソコン、スマートフォン又は携帯電話から当社株主名簿管理人が運営する議決権行使サイト(<http://www.web54.net/>)にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。(注意点については16ページをご参照ください。)

行使期限 平成29年6月20日(火曜日) 午後5時30分まで

パソコン等の操作方法
に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話 **0120-652-031** (受付時間 午前9時~午後9時)

議決権電子行使プラットフォームについて

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

インターネット等による議決権行使の際の注意点

インターネット等により議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますようお願いいたします。

1. パスワード及び議決権行使コードのお取り扱いについて
 - (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取り扱いください。
 - (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
 - (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。
2. 議決権行使のお取り扱いについて
 - (1) 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料その他携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。
 - (2) インターネット等による議決権行使は、平成29年6月20日（火曜日）の午後5時30分まで受け付けいたしますが、お早めに行役していただきますようお願いいたします。

システムに係わる条件について

インターネット等により議決権を行使される場合は、お使いのシステムについて以下の点をご確認ください。

1. パソコン用サイトによる場合
 - (1) 画面の解像度が、横800×縦600ドット（SVGA）以上であること。
 - (2) 次のアプリケーションをインストールしていること。
 - ① ウェブブラウザとしてVer.5.01 SP2以降のMicrosoft® Internet Explorer
 - ② PDFファイルブラウザとして Ver.4.0 以降のAdobe® Acrobat® Reader®又は、Ver.6.0以降のAdobe® Reader®
※Internet Explorerは米国Microsoft Corporationの、Adobe® Acrobat® Reader®及びAdobe® Reader®は米国Adobe Systems Incorporatedの、米国及び各国での登録商標、商標及び製品名です。
※これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布されています。
 - (3) ウェブブラウザ及び同アドインツール等で“ポップアップブロック”機能を有効とされている場合、同機能を解除（又は一時解除）するとともに、プライバシーに関する設定において、当サイトでの“Cookie”使用を許可するようにしてください。
 - (4) 上記サイトに接続できない場合、ファイアウォール・プロキシサーバ及びセキュリティ対策ソフト等の設定により、インターネットとの通信が制限されている場合が考えられますので、その設定内容をご確認ください。
 2. 携帯電話端末用サイトによる場合
以下のサービスのいずれかが利用可能であり、128bit SSL（Secure Socket Layer）暗号化通信が可能である機種であること。
 - ① iモード ②EZweb ③Yahoo!ケータイ
※ iモードは株式会社NTTドコモ、EZwebはKDDI株式会社、Yahoo!は米国Yahoo! Incorporated、Yahoo!ケータイはソフトバンク株式会社の商標、登録商標又はサービス名です。
※携帯電話端末のフルブラウザアプリケーションを用いてアクセスされた場合や、電話機を通信機器としてのみ用い、電話端末を経由してパソコンによりアクセスされた場合、又は、スマートフォン端末によりアクセスされた場合は、上記条件を満たしている端末でも、パソコン用サイトでのご投票としてお取り扱いいたします。
- なお、ご不明な点等がございましたら三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤルへお問い合わせください。

提供書面

事業報告

 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

1 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度の中小型ディスプレイ市場では、スマートフォンの世界的な普及に伴うスマートフォン市場での成熟が見られ、前連結会計年度に続き市場成長率は低いものとなりました。一方、その中でもFull-HD（1080×1920画素）以上の高精細ディスプレイを搭載する製品に関しては、ユーザーのスマートフォン買替時における高精細ディスプレイ搭載モデルへの移行需要から市場全体の成長率よりも高い成長率が見られました。スマートフォンメーカー各社から発売された新モデルでは、多数のミドルクラス以上の機種に高精細ディスプレイが使用され、競合他社の製造する有機EL（OLED）ディスプレイ及び当社が得意とするLTPS（低温ポリシリコン）ディスプレイの需要が拡大しました。

当社グループにおいては、高精細ディスプレイの需要拡大及びシェア回復を主な要因として中国顧客向けのスマートフォン用ディスプレイ販売が拡大しましたが、欧米や中国以外のアジア顧客向けの販売が減少したことから、当連結会計年度の売上高は前年同期比で減少いたしました。

以下はアプリケーション分野別の状況です。

(モバイル分野)

当分野には、スマートフォン、タブレット、携帯電話端末用のディスプレイが含まれます。当連結会計年度のモバイル分野の売上高は、売上高全体の82.4%を占める728,641百万円（前年同期比13.1%減）となりました。

当連結会計年度においては、対ドル為替レートが前連結会計年度に比べ円高で推移したこと等により、売上高全体が減少いたしました。その様な環境の中、地域別では、市場シェアの回復などにより中国向けの売上が増加しました。一方、欧米向けの売上は、製品ミックスの変化による平均売価の下落を主な要因として、前期に比べ減少しました。その他地域における売上高は、前期にあった大型の受注が今期は無かったこと等により、減少しました。

(車載・ノンモバイル分野)

当分野には車載用、デジタルカメラやゲーム機等の民生機器用、医療用モニター等の産業用のディスプレイの他、特許収入等が含まれます。当連結会計年度の車載・ノンモバイル分野の売上高は、売上高全体の17.6%を占める155,798百万円（前年同期比3.2%増）となりました。

当連結会計年度においては、欧米における自動車販売の好調を背景に車載用ディスプレイの販売は前連結会計年度を上回りましたが、デジタルカメラ向けなどの民生機器用ディスプレイの販売が減少したことにより、当分野の売上高は前連結会計年度と同水準となりました。

当社グループでは、市場競争力を付けるための経営改革に継続して取り組み、「損益分岐点の引き下げ」「キャッシュ・フロー健全化」「意識改革」「顧客との関係強化を目指すCRM活動」等の目標に向けた施策を推進し、営業利益の改善を目指しました。加えて当社グループでは、今後の競争力強化に向け、「国内前工程（液晶パネル製造）ラインの一部廃止」「中国における後工程（組み立て）製造の合理化に向けた取り組み」「早期退職支援制度の導入」を柱とする構造改革を実施し、競争力に劣る資産の圧縮と固定費の削減を図り、営業利益の改善をみる事が出来ました。

更に、売上高全体の8割超を需要変動の大きいモバイル分野が占める状況を変革すべく、「車載事業の拡大」「新規事業の育成・事業化」「技術ポートフォリオの拡充」を骨子とした事業構造変革に取り組みました。その一環として、2017年3月に、今後需要の拡大が見込まれる車載分野において、当社グループの車載用液晶ディスプレイ最大の生産拠点である鳥取工場の液晶パネル生産能力拡充と先進的液晶モジュールの試作・開発を目的とした自動組み立てラインの設置を決定いたしました。

また、当期は、事業の安定的かつ長期的な成長ひいては当社の株主に帰属する株式価値の向上を実現するため、株式会社産業革新機構を割当先とする無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）450億円の発行と同社からの300億円の劣後特約付借入を行い、合計750億円の資金調達を実施いたしました。本件により調達した資金については、無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）により調達した資金を印刷方式OLEDの研究開発費用に充当し、劣後特約付借入により調達した資金を蒸着方式OLEDの研究開発費用として充当しております。

なお、当社グループでは、スマートフォン市場における昨今のOLEDディスプレイ採用の加速に鑑み、市場の変化に合わせた事業構造・企業体質の更なる変革が必要と認識しており、構造改革を含めた新たな施策の実行を検討しております。これにより、経営上の不確定要素を低減し、収益の改善を目指してまいりますが、当該施策の実施に伴う影響及び現在検討中の将来収益計画を踏まえ、繰延税金資産の回収可能性について慎重に検討した結果、当第4四半期会計期間において繰延税金資産20,943百万円を取崩し、同額を法人税等調整額に計上することといたしました。

上記の結果、当社グループの当連結会計年度の売上高は884,440百万円（前年同期比10.6%減）となりました。営業利益は、一連の経営改革の効果が発現したこと等により18,502百万円（前年同期比10.7%増）となりました。経常利益については、過去の超円高時に発生した長期性の債務の一部返済時に為替差損が生じたことに加え、特に年度の前半においてドル/円の為替レートが大きく円高方向に転じたことにより、営業外で11,211百万円の為替差損を計上したことや、持分法適用会社である株式会社JOLEDに係る持分法による投資損失を計上したことなどにより経常損失8,871百万円（前年同期は経常損失12,934百万円）となりました。親会社株主に帰属する当期純損益については、上述の繰延税金資産の取り崩しを行った結果、親会社株主に帰属する当期純損失31,664百万円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失31,840百万円）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は、112,135百万円（連結投資額）で、その主なものは石川県白山市の第6世代液晶パネル製造ライン新設に係る当連結会計年度投資額47,225百万円、茂原工場（J1ライン）のOLED・G6ハーフラインの設備投資額18,760百万円、新製品生産設備の投資額9,205百万円及び海外後工程ラインの生産設備の投資額7,528百万円であります。

③ 資金調達の状況

当社は、効率的で安定した運転資金の調達を行うため、主要取引金融機関と総額60,000百万円のコミットメントライン契約を締結しております。

また当社は、株式会社産業革新機構を割当予定先とする株式会社ジャパンディスプレイ第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）45,000百万円、及び同社を借入先とする劣後特約付借入30,000百万円による資金調達を実施しました。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

		平成26年3月期	平成27年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期
		第12期	第13期	第14期	(当連結会計年度) 第15期
		自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日	自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日	自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日	自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日
売上高	(百万円)	614,567	769,304	989,115	884,440
営業利益	(百万円)	27,624	5,147	16,710	18,502
経常利益又は経常損失(△)	(百万円)	19,072	1,864	△12,934	△8,871
親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失(△)	(百万円)	33,918	△12,270	△31,840	△31,664
1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額(△)	(円)	135.09	△20.42	△52.94	△52.65
総資産	(百万円)	758,975	831,622	813,861	915,631
純資産	(百万円)	405,144	402,626	365,249	327,085
1株当たり純資産額	(円)	673.28	666.92	603.83	540.16

(注) 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号平成25年9月13日)等を適用し、第14期より「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。

② 当社の財産及び損益の状況

		平成26年3月期	平成27年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期
		第12期	第13期	第14期	(当事業年度) 第15期
		自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日	自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日	自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日	自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日
売上高	(百万円)	590,880	750,983	991,739	851,660
営業利益又は営業損失(△)	(百万円)	13,913	△7,563	12,487	9,428
経常利益又は経常損失(△)	(百万円)	7,565	△5,023	473	△15,510
当期純利益又は当期純損失(△)	(百万円)	30,395	△14,238	△9,690	△33,048
1株当たり当期純利益金額 又は当期純損失金額(△)	(円)	121.06	△23.69	△16.11	△54.95
総資産	(百万円)	704,890	773,807	783,357	899,083
純資産	(百万円)	352,401	336,687	327,087	294,023
1株当たり純資産額	(円)	586.57	559.98	543.83	488.81

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率 (%)	主要な事業内容
JDI Display America, Inc.	200千USドル	100.0	中小型ディスプレイの販売
JDI Europe GmbH	5,000千EUR	100.0	中小型ディスプレイの販売
JDI China Inc.	2,500千USドル	100.0	中小型ディスプレイの販売
JDI Hong Kong Limited	1,500千HKドル	100.0	中小型ディスプレイの販売
JDI Korea Inc.	600百万KRW	100.0	中小型ディスプレイの販売
Taiwan Display Inc.	470百万NTドル	100.0	中小型ディスプレイの販売等
Suzhou JDI Devices Inc.	45百万USドル	100.0	液晶モジュールの後工程製造
Suzhou JDI Electronics Inc.	1,043百万円	100.0	液晶モジュールの後工程製造
Shenzhen JDI Inc.	22百万USドル	78.2	液晶ディスプレイバックライトの製造・販売
Nanox Philippines Inc.	954百万円	81.0	液晶モジュールの後工程製造、中小型ディスプレイの販売
Kaohsiung Opto-Electronics Inc.	500百万NTドル	100.0	液晶モジュールの設計・製造

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

中小型ディスプレイ市場という成長市場において、競争優位性を維持し、持続的な成長と収益の最大化を図るため、当社グループは以下の事項を最重点施策とし、優先的に取り組んでまいります。

① 当社グループの現状の認識

当社グループは、技術力と生産能力の双方を備えた中小型ディスプレイのグローバルリーディングカンパニーとしての地位の確立を目指し、顧客要求を超える技術力の一層強化と生産能力の確保、及びこれらを実現する継続的な研究開発投資と生産ラインへの設備投資等を行ってきました。

現在、当社の事業の中心であるスマートフォン市場は成長が継続するものの、成長をけん引してきた中国市場の減速などによりそのスピードが鈍化しております。当社ビジネスの中心である200ドル以上の高価格帯スマートフォンの市場においては、大手ハンドセットメーカーの有機EL(OLED)ディスプレイ採用報道に加えて、韓国メーカーのOLEDディスプレイの攻勢や、中国、台湾の競合メーカー製品の高精細化及び第6世代のLTPS工場の立ち上がりにより、競争環境が激化しております。また、スマートフォン向けディスプレイは季節性や特定の製品モデルの販売動向による需要変動が大きい市場となっています。当社では、スマートフォンを中心とするモバイル分野の売上高が全体の約8割を占めているため、四半期毎の収益のボラティリティが大変高くなっています。

② 対処すべき課題とその取り組み

① スマートフォン市場における競争環境激化への対応

当社グループは、スマートフォン市場の競争激化に耐え、中国市場での失地を技術力とコスト力で奪還し、また中長期的に安定した収益基盤を獲得するために、平成28年度は、「①経営改革プロジェクトの踏襲」、「②構造改革の断行による固定費の一段の削減」、「③事業構造変革による将来の安定収益基盤造り」を経営方針として定め、実行いたしました。その結果、損益分岐点の引き下げを進めることができました。この取り組みは平成29年度以降も継続いたします。

② 研究開発投資の推進

中小型ディスプレイ業界においては、進化する市場のニーズに応え続けるため、技術力の一層の向上と継続的な技術革新の追求が不可欠となっており、これらを実行するための研究開発投資がますます重要となっています。

平成28年度においては、従来のディスプレイに対し、上下方向も含め大幅な狭額縁化を実現したディスプレイであるFULL ACTIVE™、シート化技術を搭載したFULL ACTIVE™ FLEX、さらにはフレキシブルOLEDなどのプラットフォーム技術を開発いたしました。FULL ACTIVE™は平成29年度に上市を予定しております。これらプラットフォームは、スマートフォン市場に限らず、車載、PC、さらにはVR/AR、医療、教育、産業用モニターなどの新規市場へも応用展開できる技術です。

平成29年度においては、OLEDディスプレイの開発を加速します。蒸着マスク及び蒸着方式・装置に競合他社とは異なる新技術を開発・採用することで、精細度、生産性の両面で競合他社に優るOLEDディスプレイ技術を確立いたします。すでにサンプルの開発に成功した高精細を実現するサイドバイサイド(SBS)方式による5.5型リアルFHD(401ppi) Advanced-LTPSフレキシブルOLEDは、茂原工場第6世代ラインでの量産試作を、今夏より開始する予定です。

③ 更なるコスト競争力の強化

当社グループは、事業環境に左右されずに利益を確保できる事業体質への変革をめざし、平成28年度に引き続いて一層の経営改革を進めてまいります。特に平成29年度においては、スマートフォン市場においてOLEDディスプレイの採用トレンドが加速しており、当社グループとしては市場の変化に合わせた事業構造・企業体質の更なる変革が必須であるものと認識しております。加えて、現在当社が注力している車載及び新規事業のノンモバイルビジネスの拡大が本格化するまでの事業規模に見合う大幅な固定費削減策を検討してまいります。

④ 事業構造の変革

当社グループでは現在、売上高の約8割がスマートフォンを中心とするモバイル分野の製品となっておりますが、スマートフォン向けディスプレイは需要変動が大きいため、当社の収益のボラティリティが大変高くなっています。一方、車載を含むノンモバイル分野のディスプレイ需要は、比較の変動が小さく、また収益性も高くなっています。当社グループは事業構造変革を積極的に推進し、中期的にノンモバイルビジネスの生産比率50%を目指してまいります。

具体的には車載事業の強化、2in1ノートPCなどの中型ディスプレイ事業の拡大、並びに反射型LCD事業の拡大を加速するとともに、スマートフォン製品に向けては、当社グループの技術力を結集した競争優位製品の早期上市と、OLEDディスプレイの早期量産化に向けた動きを加速してまいります。

(5) 主要な事業内容（平成29年3月31日現在）

当社グループは、中小型ディスプレイ並びに関連製品の開発、設計、製造及び販売を主な事業としております。

(6) 主要な事業所及び工場（平成29年3月31日現在）

① 当社

本社	東京都港区	
西日本オフィス	大阪府大阪市	
海老名オフィス	神奈川県海老名市	
鳥取工場	鳥取県鳥取市	
東浦工場	愛知県知多郡東浦町	
石川サイト	石川工場	石川県能美郡川北町
	能美工場	石川県能美市
	白山工場	石川県白山市
茂原工場	千葉県茂原市	

② 主要な子会社

JDI Display America, Inc.	本社：米国
JDI Europe GmbH	本社：ドイツ
JDI China Inc.	本社：中国
JDI Hong Kong Limited	本社：香港
JDI Korea Inc.	本社：韓国
Taiwan Display Inc.	本社：台湾
Suzhou JDI Devices Inc.	本社：中国
Suzhou JDI Electronics Inc.	本社：中国
Shenzhen JDI Inc.	本社：中国
Nanox Philippines Inc.	本社：フィリピン
Kaohsiung Opto-Electronics Inc.	本社：台湾

(7) 使用人の状況（平成29年3月31日現在）

企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
13,173名	2,549名減少

(注) 使用人数は就業員数であります。

(8) 主要な借入先の状況（平成29年3月31日現在）

借入先	借入額（百万円）
株式会社産業革新機構	30,000
株式会社みずほ銀行	10,000
株式会社三井住友銀行	10,000
三井住友信託銀行株式会社	5,000
株式会社千葉銀行	500
株式会社北國銀行	200

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (平成29年3月31日現在)

- | | |
|------------|----------------|
| ① 発行可能株式総数 | 1,840,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 601,411,900株 |
| ③ 株主数 | 71,975名 |
| ④ 大株主 | |

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
株式会社産業革新機構	214,000,000	35.6
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M ILM FE	21,464,669	3.6
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	14,726,956	2.4
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	10,766,287	1.8
ソニー株式会社	10,700,000	1.8
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	10,450,100	1.7
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	7,866,100	1.3
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	6,859,200	1.1
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	6,551,500	1.1
UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT	6,063,900	1.0

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第1回新株予約権	第2回新株予約権
発行決議日		平成25年3月27日	平成25年3月27日
新株予約権の数		80,780個	12,980個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 8,078,000株 (新株予約権1個につき 100株)	普通株式 1,298,000株 (新株予約権1個につき 100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 50,000円 (1株当たり 500円)	新株予約権1個当たり 50,000円 (1株当たり 500円)
権利行使期間		平成26年6月28日から 平成34年6月27日まで	平成26年6月28日から 平成34年6月27日まで
新株予約権の行使の条件		(注) 1.	(注) 1.
役員の 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 2,160個 目的となる株式数 21,600株 保有者数 1名	新株予約権の数 840個 目的となる株式数 84,000株 保有者数 1名
	社外取締役	新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0名	新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0名
	監査役	新株予約権の数 2,160個 目的となる株式数 216,000株 保有者数 1名	新株予約権の数 840個 目的となる株式数 84,000株 保有者数 1名

・第1回新株予約権及び第2回新株予約権は、平成25年4月1日付で当社と合併した旧株式会社ジャパンディスプレイ(※)が発行していた新株予約権を承継したものであります。また、発行決議日は、当該合併に関する合併契約が当社株主総会の決議により承認された日を記載しております。

・監査役が保有している新株予約権は使用人として在籍中に付与されたものであります。

・平成26年1月28日に行った1株を100株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

(※)平成25年4月1日付の合併により消滅した株式会社ジャパンディスプレイを旧株式会社ジャパンディスプレイと表記しています。

(注) 1. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

- ①上記の権利行使期間の定め等にかかわらず、当社普通株式上場日から1年間が経過する日まで、新株予約権を行使することはできない。
- ②新株予約権者は、当社又は当社の子会社を懲戒解雇され、又は諭旨退職の処分を受け若しくはそれらに準じた懲戒処分を受けた場合には、原則として、その保有する全ての新株予約権を行使することができない。
- ③新株予約権者は、自己都合により当社又は当社の子会社を退職等した場合には、原則として、その保有する新株予約権の半数を行使することができない。
- ④新株予約権者は、当社と実質的に競業する会社の役員に就いた場合には、原則として、新株予約権を行使することができない。
- ⑤新株予約権は、原則として、相続できない。
- ⑥その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

		第6回新株予約権	第7回新株予約権
発行決議日		平成25年10月30日	平成25年10月30日
新株予約権の数		24,610個	340個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 2,461,000株 (新株予約権1個につき 100株)	普通株式 34,000株 (新株予約権1個につき 100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 65,000円 (1株当たり 650円)	新株予約権1個当たり 65,000円 (1株当たり 650円)
権利行使期間		平成27年10月31日から 平成35年10月30日まで	平成27年10月31日から 平成35年10月30日まで
新株予約権の行使の条件		(注) 2.	(注) 2.
役員の 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 1,660個 目的となる株式数 166,000株 保有者数 1名	新株予約権の数 340個 目的となる株式数 34,000株 保有者数 1名
	社外取締役	新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0名	新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0名
	監査役	新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0名	新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0名

・平成26年1月28日に行った1株を100株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

(注) 2. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

- ①新株予約権者は、当社又は当社の子会社を懲戒解雇され、又は諭旨退職の処分を受け若しくはそれらに準じた懲戒処分を受けた場合には、原則として、その保有する全ての新株予約権を行使することができない。
- ②新株予約権者は、自己都合により当社又は当社の子会社を退職等した場合には、原則として、その保有する新株予約権の半数を行使することができない。
- ③新株予約権者は、当社と実質的に競業する会社の役員に就いた場合には、原則として、新株予約権を行使することができない。
- ④新株予約権は、原則として、相続できない。
- ⑤その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

		第8回新株予約権	
発行決議日		平成27年6月23日	
新株予約権の数		5,000個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式	500,000株
		(新株予約権1個につき)	100株
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり	54,200円
		(1株当たり)	542円
権利行使期間		平成29年6月24日から 平成37年6月23日まで	
新株予約権の行使の条件		(注) 3.	
役員の 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数	5,000個
		目的となる株式数	500,000株
		保有者数	2名
	社外取締役	新株予約権の数	0個
		目的となる株式数	0株
		保有者数	0名
	監査役	新株予約権の数	0個
		目的となる株式数	0株
		保有者数	0名

(注) 3. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

- ①新株予約権者は、当社又は当社の子会社を懲戒解雇され、又は諭旨退職の処分を受け若しくはそれらに準じた懲戒処分を受けた場合には、原則として、その保有する全ての新株予約権を行使することができない。
- ②新株予約権者は、自己都合により当社又は当社の子会社を退職等した場合には、原則として、その保有する新株予約権の半数を行使することができない。
- ③新株予約権者は、当社と実質的に競業する会社の役職員に就いた場合には、原則として、新株予約権を行使することができない。
- ④新株予約権は、原則として、相続できない。
- ⑤その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対して交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

③ その他の新株予約権等に関する重要な事項

株式会社産業革新機構を割当先とする第三者割当により発行される株式会社ジャパンディスプレイ第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）に付された新株予約権

発行決議日	平成28年12月21日
新株予約権の数	450個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式数	行使請求に係る本新株予約権が付された本社債の金額の合計を当該行使請求の効力発生日に適用のある転換価額で除して得られる数とする。この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てる。
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない。
転換価額	1株当たり 430円 (転換価額は一定の条件のもと調整されることがある)
権利行使期間	平成31年1月11日から平成35年12月27日まで
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部については、行使請求することができない。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の氏名等（平成29年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	本 間 充	執行役員 チーフエグゼクティブオフィサー
代表取締役社長	有 賀 修 二	執行役員 チーフオペレーティングオフィサー
取締役	谷 山 浩一郎	株式会社産業革新機構 執行役員 株式会社JOLED 社外取締役
取締役	白 井 克 彦	放送大学学園 理事長 日本電信電話株式会社 社外取締役 inQs株式会社 社外取締役
取締役	菅 野 寛	早稲田大学 大学院 経営管理研究科 教授 株式会社WOWOW 社外取締役 スタンレー電気株式会社 社外監査役 三井海洋開発株式会社 社外取締役
取締役	澤 部 肇	TDK株式会社 相談役 株式会社日本経済新聞社 社外監査役 株式会社荏原製作所 社外取締役
常勤監査役	川 崎 和 雄	
常勤監査役	保 田 隆 雄	
監査役	江 藤 洋 一	インテグラル法律事務所 パートナー弁護士 常石造船株式会社 社外監査役 ニチアス株式会社 社外取締役
監査役	川 嶋 俊 昭	川嶋公認会計士事務所 所長

- (注) 1. 取締役谷山浩一郎氏、取締役白井克彦氏、取締役菅野寛氏及び取締役澤部肇氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役江藤洋一氏及び監査役川嶋俊昭氏は、社外監査役であります。
 3. 監査役川嶋俊昭氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 当社は取締役白井克彦氏、取締役菅野寛氏、取締役澤部肇氏、監査役江藤洋一氏及び監査役川嶋俊昭氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 5. 平成28年6月21日開催の第14期定時株主総会において、新たに保田隆雄氏は監査役に選任され就任いたしました。
 6. 平成28年6月21日開催の第14期定時株主総会の終結の時をもって監査役佐藤幸宏氏は辞任により退任いたしました。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役（業務執行取締役等であるものを除く）及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約により、各取締役（業務執行取締役等であるものを除く）及び各監査役がその任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合でかつ、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額をもって当社に対する損害賠償責任を負うものとしております。

③ 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区分	員数 (名)	報酬等の額 (百万円)
取締役 (うち社外取締役)	5 (3)	150 (34)
監査役 (うち社外監査役)	5 (2)	52 (10)

- (注) 1. 取締役のうち執行役員を兼務する者の執行役員部分の報酬等はございません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成25年3月27日開催の臨時株主総会において、年額250百万円以内と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成26年6月24日開催の第12期定時株主総会において、年額70百万円以内と決議いただいております。
4. 上記取締役及び監査役の員数には、平成28年6月21日開催の第14期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名を含んでおり、また、無報酬の取締役1名は含まれておりません。
5. 上記報酬等の額には、ストックオプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額 (取締役19百万円) を含んでおります。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・ 取締役谷山浩一郎氏は、株式会社産業革新機構の執行役員及び株式会社JOLEDの社外取締役であります。当社と株式会社産業革新機構との間には特別の関係はありません。当社は株式会社JOLEDの発行済株式総数の15.0%を有する株主であり、開発業務を委託しております。
- ・ 取締役白井克彦氏は、放送大学学園の理事長、日本電信電話株式会社の社外取締役及びinQs株式会社の社外取締役であります。当社はinQs株式会社からサンプル品製造業務を受託しております。
- ・ 取締役菅野寛氏は、早稲田大学大学院経営管理研究科の教授、株式会社WOWOWの社外取締役、スタンレー電気株式会社の社外監査役及び三井海洋開発株式会社の社外取締役であります。また、平成28年8月まで、一橋大学大学院企業戦略研究科の教授でありました。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・ 取締役澤部肇氏は、TDK株式会社の相談役、株式会社日本経済新聞社の社外監査役及び株式会社荏原製作所の社外取締役であります。また、平成28年6月まで帝人株式会社の社外取締役でありました。当社はTDK株式会社から試作用の電子部品を購入しておりますが、その金額は全調達金額うちの0.1%未満であります。
- ・ 監査役江藤洋一氏は、インテグラル法律事務所のパートナー弁護士、常石造船の社外監査役及びニチアス株式会社の社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・ 監査役川嶋俊昭氏は、川嶋公認会計士事務所の所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役 谷 山 浩一郎	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席いたしました。主に幅広い投資事業における豊富な経験、知見から、当社の経営に対する助言・提言を適宜行っております。
取締役 白 井 克 彦	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席いたしました。工学博士として、また教育機関の運営責任者としての豊富な経験、知見から、当社の経営に対する助言・提言を適宜行っております。
取締役 菅 野 寛	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席いたしました。経営コンサルタントとしての豊富な経験や企業戦略立案の研究者としての専門的見地から、当社の経営に対する助言・提言を適宜行っております。
取締役 澤 部 肇	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席いたしました。大企業の経営者としての豊富な経験、知見から、当社の経営に対する助言・提言を適宜行っております。
監査役 江 藤 洋 一	当事業年度に開催された取締役会17回、監査役会15回の全てに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会においても、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。
監査役 川 嶋 俊 昭	当事業年度に開催された取締役会17回、監査役会15回の全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会においても、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。

・上記の取締役会の開催回数の他、会社法第370条及び当社定款第28条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が4回ありました。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額 (百万円)
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	110
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	133

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査項目ごとの監査時間数の実績及び会計監査人の職務遂行状況を勘案し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の重要な子会社のうち、JDI Hong Kong Limited は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「財務報告に係る内部統制に関する指導・助言業務」等を委託し、その対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、会計監査人の職務遂行の状況、監査の品質等を総合的に勘案して、監査役会は会計監査人の再任・不再任を決定いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制

業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「内部統制システムの基本方針」を定めており、その内容は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・当社及び当社子会社（以下「当社グループ」という。）を対象とするコンプライアンス基本規則を策定し、取締役自らが率先して遵守するとともに、当社グループにおける執行役員及び使用人（以下、取締役、執行役員及び使用人を併せて「役職員」という。）に対してコンプライアンスの教育・研修等を通じて継続的に周知する。
- ・コンプライアンス基本規則に基づきコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンス管掌執行役員を選任し、当社グループにおけるコンプライアンス体制を整備する。
- ・コンプライアンス管掌執行役員は、通報先として社内通報窓口と社外通報窓口（法律事務所）から構成される内部通報制度を設け、法令違反その他コンプライアンス違反の予防、発見に努める。
- ・監査役は、取締役会を始め、重要な会議に出席し、情報を集めるとともに定期的に取締役にヒアリングするなど、当社グループにおける取締役及び執行役員の職務状況を把握する。
- ・内部監査室は、定期的に当社グループにおけるコンプライアンスの遵守状況の監査を実施し、業務執行取締役及び監査役へ報告を行う。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役会資料、財務委員会資料、人材開発・報酬委員会資料、経営会議資料等の重要書類（電磁的情報を含む。）は、文書保存規則等に基づき、適切に、保存管理を行うとともに、取締役及び監査役が必要に応じて随時閲覧できる環境を整備する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・リスク管理規則を策定するとともに、事業計画の策定にあたっては当社グループにおける事業活動に影響を及ぼすリスクを低減させるための活動を盛り込む。
- ・当社各部署は、当社グループにおけるそれぞれの担当業務の領域に関し、リスク評価を行い、リスク評価の結果、その重要度に合わせ、関連規則の制定、教育の実施など、リスク低減の施策に取り組む。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役会は、執行役員を選任し、各執行役員は、必要な規則等の整備を行うとともに、担当領域の業務を執行する。
- ・原則毎月1回開催される取締役会は、当社グループにおける事業計画、年度予算その他の経営に係わる重要な方針を決定し、それらの執行状況は執行役員等から取締役会に報告され、必要な対応を審議する。
- ・原則毎週1回開催される経営会議は、職務執行に関する権限及び責任について定める決定権限規則における決定区分に従い、経営上の重要事項を迅速に審議・決定する。

⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ・当社の執行役員等を子会社の役員として選任し、選任された役員は各子会社の業務執行の状況を把握するとともに、当社は、会議や個別の報告等を通じて各子会社における業務概況の報告を受け、当社グループ全体の経営の健全化を維持・向上するため、子会社に対し適正な助言や指導を行う。
- ・当社グループにおける経営上の重要事項は、当社にて制定した子会社を含む決裁権限等を定めた社内規則及び取締役会規則に基づき、当社の承認のもとに実施する。
- ・当社は、子会社に対し、当社のコンプライアンス基本規則を踏まえ必要な関連規則を制定することを要請する。
- ・内部監査室は、当社グループにおける業務全般に関する監査を適宜実施する。

⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、その職務に相応しい人を任命する。
- ・補助すべき使用人が監査役の指示を受け業務を行う場合は、当該使用人が業務に専念できる体制を整える。
- ・監査役の職務を補助すべき使用人を任命した場合、当該使用人の人事については事前に監査役と協議を行う。

⑦ 当社グループの取締役及び使用人等が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ・当社グループにおける役職員は、あらかじめ監査役又は監査役会と協議した決定事項に基づき、職務執行等の状況を定期又は不定期に監査役又は監査役会に報告するとともに、当社グループ全体に、著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、速やかに、当該事実を監査役又は監査役会に報告する。
- ・常勤監査役は経営会議などの重要会議に出席し、業務運営の状況の把握に努める。
- ・コンプライアンス管掌執行役員は、内部通報制度に寄せられた情報のうち、重要なものを常勤監査役に報告する。
- ・監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として、当社グループにおいて不利な扱いを受けないことを確保するための体制を整備する。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・ 監査役は、業務執行取締役や会計監査人と定期的に意見交換を行うとともに、内部監査室と情報交換及び緊密な連携を図る。
- ・ 取締役会、経営会議、その他重要な会議体を開催する場合には、監査役にその旨を通知し、出席を求める。
- ・ 監査役がその職務の遂行について生じる費用の前払等の請求をしたときは、当該監査役の職務の遂行に必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じる。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、「内部統制システムの基本方針」に定めた体制を整備しておりますが、当事業年度における運用状況の概要は、以下の通りです。

① コンプライアンス体制に関する事項

- ・ 当社では、「コンプライアンス基本規則」及びコンプライアンス関連諸規則を制定し、コンプライアンス管掌執行役員が委員長となるコンプライアンス委員会を設置し、原則2回/年開催の委員会を通じて、コンプライアンス取組方針の審議を行なう他、各部門で取り組むコンプライアンス教育・研修の計画、実施状況と内部通報窓口の活用状況等についてレビューを行っています。
- ・ 内部監査室は、当社及び当社子会社におけるコンプライアンス・内部統制の実効性を中心とした監査を計画的に実施し、原則として2ヶ月毎に業務執行取締役に監査の状況を報告する他、原則として毎月常勤監査役との連携を図っています。

② 取締役の職務の執行に関する事項

- ・ 取締役会は原則毎月開催し、また、取締役会にて選任された執行役員により構成される経営会議は原則毎週1回開催し、関連規則に従い経営上の重要事項を迅速に審議、決定しています。
- ・ 当社は、事業計画の策定にあたっては、事業活動に影響を及ぼすリスクを低減するための活動計画を盛り込んでおり、取締役会、経営会議等の意思決定機関は、リスク評価を含め経営に係る重要事項を審議し決定しています。
- ・ 取締役会資料等の重要書類は文書保存規則に従い、適切に保存管理を行うと共に、経営情報等の利便性の確保と共に機密情報管理を強化するシステム環境の整備を行っています。

③ グループ管理体制に関する事項

- ・ 当社は、子会社に対して、当社のコンプライアンス関連諸規則の内、当社グループとして遵守すべきものを採択、実施することを要請しています。
- ・ 当社が制定した決定権限規則及び関係会社運営規則等に基づき、子会社の経営上の重要事項については当社の承認のもとに実施する他、当社から派遣された子会社の役員は、各子会社の業務執行状況を当社に報告するなど、グループ全体の経営の健全化を維持・向上する為の取組みを行っています。

④ 監査役の職務の執行に関する事項

- ・ 監査役は監査役会で策定した監査計画に基づき、取締役会、経営会議、コンプライアンス委員会等の重要会議への出席や定期的な取締役ヒアリングの実施、執行役員・子会社社長等へのヒアリングや現地往査の適時実施の他、内部監査室や会計監査人との定期的な連携等を行っております。これらの取組みを通じて、取締役及び執行役員の職務状況の把握と監査業務の有効性の確保に努めています。
- ・ 当社は、監査役の職務を補助する使用人を置き、監査の円滑な職務遂行を図ると共に、職務遂行に伴い発生する費用の支払いに対応しています。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主への利益還元を重要な経営課題の一つとして認識しております。当連結会計年度（平成29年3月期）は、フリーキャッシュ・フローの改善により配当を行う方針でありましたが、当期純損失となったことや第4四半期における想定以上の業績の悪化などを勘案し、誠に遺憾ながら無配とさせていただきます。

次期（平成30年3月期）については、利益の改善に努め、当期純利益を計上することとなりましたら、期末配当を実施する予定です。配当金額については、今後の業績進捗に応じ、別途お知らせいたします。また、当社は中期的な株主還元目標として、配当金と自社株買いを合わせた総還元性向を30%とすることを目指します。

連結計算書類

連結貸借対照表 平成29年 3月31日現在

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	418,159
現金及び預金	82,247
売掛金	128,636
未収入金	91,999
商品及び製品	32,318
仕掛品	51,764
原材料及び貯蔵品	16,815
繰延税金資産	7,757
その他	6,804
貸倒引当金	△182
固定資産	497,471
有形固定資産	447,584
建物及び構築物	143,681
機械装置及び運搬具	185,054
土地	14,392
リース資産	36,955
建設仮勘定	54,781
その他	12,718
無形固定資産	24,584
のれん	15,903
その他	8,680
投資その他の資産	25,302
投資有価証券	19,915
繰延税金資産	911
退職給付に係る資産	47
その他	6,646
貸倒引当金	△2,218
資産合計	915,631

科目	金額
負債の部	
流動負債	469,540
買掛金	201,016
短期借入金	25,700
リース債務	20,519
未払法人税等	2,653
賞与引当金	5,521
前受金	179,397
その他	34,732
固定負債	119,005
新株予約権付社債	45,000
長期借入金	30,000
リース債務	13,980
退職給付に係る負債	27,408
その他	2,616
負債合計	588,546
純資産の部	
株主資本	324,461
資本金	96,863
資本剰余金	256,386
利益剰余金	△28,788
その他の包括利益累計額	398
繰延ヘッジ損益	△42
為替換算調整勘定	9,368
退職給付に係る調整累計額	△8,927
新株予約権	45
非支配株主持分	2,179
純資産合計	327,085
負債純資産合計	915,631

(記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。)

連結損益計算書

自 平成28年 4 月 1 日
至 平成29年 3 月31日

(単位：百万円)

科目	金額
売上高	884,440
売上原価	816,035
売上総利益	68,405
販売費及び一般管理費	49,902
営業利益	18,502
営業外収益	6,905
受取利息	85
補助金収入	2,526
受取賃貸料	560
業務受託料	1,118
その他	2,613
営業外費用	34,279
支払利息	2,761
持分法による投資損失	2,094
為替差損	11,211
減価償却費	7,915
その他	10,296
経常損失 (△)	△8,871
特別損失	2,365
減損損失	744
早期割増退職金	1,620
税金等調整前当期純損失 (△)	△11,236
法人税、住民税及び事業税	2,755
法人税等調整額	16,837
当期純損失 (△)	△30,830
非支配株主に帰属する当期純利益	834
親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	△31,664

(記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。)

連結株主資本等変動計算書

自 平成28年 4 月 1 日
至 平成29年 3 月31日

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	96,863	257,040	3,379	357,283
当期変動額				
持分法の適用範囲の変動			△503	△503
親会社株主に帰属する 当期純損失 (△)			△31,664	△31,664
非支配株主との取引に係る親 会社の持分変動		△653		△653
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)				—
連結会計年度中の変動額合計	—	△653	△32,168	△32,822
当期末残高	96,863	256,386	△28,788	324,461

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	繰延ヘッジ損益	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計			
当期首残高	—	13,126	△7,260	5,865	18	2,082	365,249
当期変動額							
持分法の適用範囲の変動							△503
親会社株主に帰属する 当期純損失 (△)							△31,664
非支配株主との取引に係る親 会社の持分変動							△653
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)	△42	△3,757	△1,666	△5,466	27	96	△5,342
連結会計年度中の変動額合計	△42	△3,757	△1,666	△5,466	27	96	△38,164
当期末残高	△42	9,368	△8,927	398	45	2,179	327,085

(記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。)

計算書類

貸借対照表
平成29年 3月31日現在

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	429,470	流動負債	497,747
現金及び預金	51,004	買掛金	233,683
売掛金	169,700	短期借入金	25,700
未収入金	132,506	リース債務	20,519
商品及び製品	10,449	未払金	22,492
仕掛品	40,652	未払費用	8,598
原材料及び貯蔵品	11,602	未払法人税等	1,614
前払費用	3,310	賞与引当金	4,932
繰延税金資産	7,522	前受金	179,355
その他	2,725	前受収益	116
貸倒引当金	△4	その他	735
固定資産	469,613	固定負債	107,311
有形固定資産	415,237	新株予約権付社債	45,000
建物	128,277	長期借入金	30,000
構築物	6,925	リース債務	13,980
機械及び装置	169,822	退職給付引当金	17,680
車両運搬具	45	繰延税金負債	650
工具、器具及び備品	10,877	負債合計	605,059
土地	8,080	純資産の部	
リース資産	36,954	株主資本	294,020
建設仮勘定	54,253	資本金	96,863
無形固定資産	11,248	資本剰余金	239,896
のれん	4,168	資本準備金	123,847
特許権	2,007	その他資本剰余金	116,049
借地権	7	利益剰余金	△42,738
ソフトウエア	2,710	その他利益剰余金	△42,738
その他	2,354	繰越利益剰余金	△42,738
投資その他の資産	43,127	評価・換算差額等	△42
投資有価証券	50	繰延ヘッジ損益	△42
関係会社株式	25,859	新株予約権	45
関係会社出資金	15,291	純資産合計	294,023
長期貸付金	6	負債純資産合計	899,083
長期前払費用	1,516		
その他	406		
貸倒引当金	△3		
資産合計	899,083		

(記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。)

損益計算書

自 平成28年 4 月 1 日
至 平成29年 3 月31日

(単位：百万円)

科目	金額
売上高	851,660
売上原価	804,700
売上総利益	46,959
販売費及び一般管理費	37,531
営業利益	9,428
営業外収益	5,374
受取利息	33
補助金収入	2,526
受取賃貸料	236
業務受託料	128
その他	2,449
営業外費用	30,313
支払利息	2,780
為替差損	12,895
減価償却費	6,771
その他	7,865
経常損失 (△)	△15,510
特別損失	1,620
早期割増退職金	1,620
税引前当期純損失 (△)	△17,131
法人税、住民税及び事業税	689
法人税等調整額	15,227
当期純損失 (△)	△33,048

(記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。)

株主資本等変動計算書

自 平成28年 4 月 1 日
至 平成29年 3 月31日

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	96,863	123,847	116,049	239,896
当期変動額				
当期純損失 (△)				
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)				
当期変動額合計	-	-	-	-
当期末残高	96,863	123,847	116,049	239,896

	株主資本			評価・換算 差額等	新株予約権	純資産合計
	利益剰余金		株主資本合計	繰延ヘッジ損益		
	その他利益剰余金	利益剰余金合計				
	繰越利益剰余金					
当期首残高	△9,690	△9,690	327,068	-	18	327,087
当期変動額						
当期純損失 (△)	△33,048	△33,048	△33,048			△33,048
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)				△42	27	△15
当期変動額合計	△33,048	△33,048	△33,048	△42	27	△33,063
当期末残高	△42,738	△42,738	294,020	△42	45	294,023

(記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。)

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年5月8日

株式会社ジャパンディスプレイ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	浜 嶋 哲 三	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	宮 原 正 弘	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐 藤 和 充	Ⓔ

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ジャパンディスプレイの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジャパンディスプレイ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年5月8日

株式会社ジャパンディスプレイ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 浜 嶋 哲 三 ㊟
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 宮 原 正 弘 ㊟
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 佐 藤 和 充 ㊟
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ジャパンディスプレイの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、株式会社ジャパンディスプレイの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第15期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実とは認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月8日

株式会社ジャパンディスプレイ 監査役会

常勤監査役 川崎 和 雄 ㊟

常勤監査役 保田 隆 雄 ㊟

社外監査役 江藤 洋 一 ㊟

社外監査役 川嶋 俊 昭 ㊟

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都渋谷区渋谷二丁目21番1号
渋谷ヒカリエ 9階 ヒカリエホール

電話 03-6732-8100 (当社大代表)



◇JR線、東京メトロ銀座線、京王井の頭線

- ①「渋谷駅」2階 中央改札 → 2階連絡通路 徒歩3分
- ②「渋谷駅」1階 ハチ公改札 → 宮益坂口方面 → エスカレーター → 2階連絡通路 徒歩5分

◇東急東横線・田園都市線、東京メトロ半蔵門線・副都心線

- 「渋谷駅」B3階 渋谷ヒカリエ1改札(15番出口) 徒歩約1分

渋谷ヒカリエ 9階 総会会場へは、各階停止エレベーターをご利用ください。

※急行エレベーターをご利用の場合、11階で降車し、エスカレーターで9階へお越しください。

株主総会ご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございませんので
あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。